平成２７年（フ）第１６７２号
大阪市西成区松１丁目１番21号　明和オートワークビル302号室、前住所大阪府豊中市北緑丘２丁目１番23―1403号
債務者　金子　貴世
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２９号
大阪府門真市三ツ島６丁目１番４―203号
債務者　丸山　治平
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７７号
大阪府吹田市片山町１丁目９番11―207号
債務者　村上さつき
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８６号
大阪府東大阪市豊浦町２番12号
債務者　インテリアニシゲンこと　西元　英幸
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９６号
大阪府東大阪市近江堂３丁目７番23号
債務者　藤本　　薫（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９８号
大阪府八尾市北本町２丁目12番30―205号
債務者　松山　雅崇
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９９号
大阪府八尾市北本町２丁目12番30―205号
債務者　松山　智会
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０２号
大阪市生野区巽東２丁目６番４号
債務者　醬野　英二
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０３号
大阪府豊中市本町３丁目３番24―103号
債務者　大西　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０７号
大阪府守口市緑町１番10―703号
債務者　髙田　昌宏
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０９号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番26―404号
債務者　岩井　伸治
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１０号
大阪府門真市三ツ島１丁目35番４―205号
債務者　髙口　千尋
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１３号
大阪市東淀川区東中島１丁目12番30―805号
債務者　垣生　有俊
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０号
奈良県御所市618番地の１
債務者　後田　政子（旧姓梅本・髙井）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６号
北海道岩内郡岩内町字東山22番地９
債務者　中嶋　勇介
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１７号
北海道北見市北進町４丁目５番13号　コーポ北進102号、前住所北海道網走郡大空町東藻琴253番地の４
債務者　遊佐　弘幸
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
岩手県花巻市若葉町２丁目11番28号　シティハイム若葉町Ａ103号
債務者　阿部　一巳
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２９９号
埼玉県北本市北本３丁目41番地３　カルム北本１―210
債務者　植松　光信
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係